

声明文

10月1日、日本学術会議が新会員として推薦した105名のうち、6名が任命拒否されました。

菅首相は、6名任命拒否の理由を記者団に問われると、「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」と発言し、加藤勝信官房長官もそのまま同様の発言を繰り返しています。これは、1983年の日本学術会議法改正の際に、中曽根首相が「政府が行うのは形式的任命」とした見解とは全く異なっています。当時の中曽根内閣の国務大臣であった丹羽兵助氏も「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否しない、そのとおりの形だけの任命をしていく、こういうことでございますから、決して総理の言われた方針が変わったり、政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない」（1983.11.24参院文教委）と答弁しており、これは法律案の審査を行った当時の内閣府法制局の見解でもあります。こうした以前の見解の背景にあるのは、日本学術会議が「学問の自由」という観点から一般的な国の機関とは異なり、政府組織からの独立性・自主性を持った組織であるからです（日本学術会議法第3条）。それではなぜ2018年に、日本学術会議が推薦した会員を「任命する義務はない」という見解に変えたのか、合理的な説明を首相は国民の前に明らかにする必要があります。

そして学問的水準の高い、また社会的な貢献度も高い日本学術会議が推薦した6名の研究者に対し、専門性を持ち合わせていない官邸側がどのような理由で任命を拒否したのかという正当な理由を国民に対し明らかにする必要があります。

以上より、漁業経済学会は、今回の政府による任命拒否に関し、日本学術会議が政府に要望している①6名の任命拒否の理由を明らかにすること、②6名全員の任命を行うこと、そして③過去の官邸の見解と根本的に相違する2018年見解が出された理由を明らかにすること、を強く求めます。

2020年11月16日

漁業経済学会理事会